

札幌市藻岩山観光自動車道事業 供 用 約 款

令和 7年 5月 24日 改正

株式会社札幌振興公社

供 用 約 款 （自動車道事業供用約款）

（約款の効力）

第1条 当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という。）の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。

ただし、この約款に定めない事項については、法令の規定又は一般の慣習によるものとする。

札幌市藻岩山観光自動車道

札幌市南区北の沢 1819 番地 52 先から藻岩山中腹まで

（供用期間等）

第2条 自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という。）及び時間（以下「供用時間」という。）は次のとおりとする。

供 用 期 間	供 用 時 間
令和7年4月25日から 11月30日まで	10時30分から 22時00分まで

※ただしイベント開催時はこの限りではない。

（使用料金）

第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

（使 用 券）

第4条 使用券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通使用券
- (2) 回数使用券

（使用料金の収受等）

第5条 自動車道を通行する自動車の運転者又はその同乗者（以下「使用者」という。）は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は回数使用券を提示して所定の手続きを受なければならない。

（使用券の所持等）

第6条 使用者は、前条の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、同条の使用券を所持し、当社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合は、この限りでない。

- 2) 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し等)

第8条 当社は、未使用の使用券について払戻しの請求があった場合は、当該使用券に表示された金額をその1割の手数料を収受して払い戻す。

- 2) 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券で収受した使用料金に相当する金額を払い戻し、第5条1項の手続きを受けた回数使用券については、自動車道を使用することができる証票を交付する。
- 3) 前2項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者に対しては適用しない。
- 4) 当社は、使用者が第2項以外の理由により、自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払戻しをしない。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第10条 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の規定に違反する場合。
 - (2) 自動車道の使用が供用期間外又は供用時間外である場合。
ただし、事前に第2条の期間及び時間以外の利用について申込みがあり、当社が認めた場合を除く。
 - (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合。
 - (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良な風俗に反する場合。
 - (5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。
- 2) 当社は、使用者が前条もしくは第13条の規定に違反した場合又は自動車道の使用が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、もしくは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道から退去を求めることができる。

(当社の責任)

第11条 当社は、自動車道の使用により、使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、これを賠償する。

- 2) 前項の場合において、当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去したときに終わる。
- 3) 第1項の規定は、次の各号のいずれかによる損害の場合は適用しない。
 - (1) 使用者の故意又は過失。
 - (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突。
 - (3) 盗難その他第三者による危害。
 - (4) 天災地変その他の不可抗力。

(使用者の責任)

第 12 条 自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失により破損した使用者は、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第 13 条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

保安上の供用制限

- 供用を制限する自動車の長さ 12.0メートル
- 供用を制限する自動車の幅 2.5メートル
- 供用を制限する自動車の高さ 3.8メートル
- 供用を制限する自動車の重量 20.0トン
- 供用を制限する自動車の最高速度 毎時（20.30.40）キロメートル
- 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止